

※施行日より前に機構から送付するお知らせ

お知らせの種類	お知らせを送付するタイミング	必要となる手続き
「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」	<p>①令和5年10月から令和6年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月50人を超えたことが確認できた場合（同年9月上旬送付予定）</p> <p>②令和5年10月から令和6年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月50人を超えたことが確認できた場合（同年10月上旬送付予定）</p>	<p>・その後、特定適用事業所に該当した場合は、特定適用事業所該当届のご提出が必要です（令和6年10月以降）。</p> <p>ただし、①の事業所のうち、令和6年8月の厚生年金保険の被保険者の総数が50人を超えたことが確認できた場合は、特定適用事業所該当届のご提出は不要になります。</p> <p>・また、適用拡大に伴い新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です（令和6年10月以降）。</p>
「特定適用事業所該当事前のお知らせ」	<p>①令和5年10月から令和6年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上50人を超えたことが確認できた場合（同年9月上旬送付予定）</p>	<p>・適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です（令和6年10月以降）。</p>
「特定適用事業所該当通知書」	<p>①令和5年10月から令和6年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上50人を超えたことが確認できた場合（同年10月上旬送付予定）</p> <p>②令和5年10月から令和6年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月50人を超えたことが確認できた場合（同年10月上旬送付予定）</p>	<p>・適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です（令和6年10月以降）。</p>

※施行日以降に機構から送付するお知らせ

お知らせの種類	お知らせを送付するタイミング	必要となる手続き
「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」	<ul style="list-style-type: none"> ・直近 11 か月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 5 か月 50 人を超えたことが確認できた場合（5 か月目の翌々月上旬送付予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・その後、特定適用事業所に該当した場合は、特定適用事業所該当届のご提出が必要です。 ・また、適用拡大に伴い新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です。
「特定適用事業所該当通知書」	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」が送付され、5 か月目の翌月以降に被保険者の総数が 50 人を超えたため特定適用事業所に該当したにもかかわらず、特定適用事業所該当届のご提出がなかった場合（6 か月該当の翌々月上旬送付予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です。